



宮 崎 県 公 報

令和2年4月6日(月曜日) 第95号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定(2件)……(障がい福祉課) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定(5件)……(") 2
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除)……(自然環境課) 3
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……(") 3
- 林業用種苗生産事業者の登録……(森林経営課) 4
- 歳入の徴収の事務の委託……(管理課) 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……(商工政策課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可……(農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の就任の届出……(") 5
- 土地改良区の役員の就任の届出……(") 5
- 土地改良区の役員の住所変更の届出……(") 5
- 県営土地改良事業の工事の完了……(") 6

- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……(水産政策課) 6
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について……(漁村振興課) 9
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……(管理課) 9
- 基本測量終了の通知(2件)……(") 10
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の変更……(建築住宅課) 10

公安委員会規則

- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……11

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……11
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……11

正 誤

- 平成30年1月15日付け県公報(第2961号)中……11

告 示

宮崎県告示第 276号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551900063	障がい児らいふさぼーと あうる	東諸県郡国富町大字向高城平1563番地4 向高アパート 201号・202号	合同会社つばさ会	都城市梅北町6896番地	令和2年4月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 277号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550500153	放課後等デイサービス いーず	小林市真方 119番地1	特定非営利活動法人カラザ	小林市真方 116番地5	令和2年4月1日	保育所等訪問支援

宮崎県告示第 278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400395	多機能型事業所 SECOND	日南市屋倉 1 丁目 6 番 5	特定非営利活動法人 ONCE IN A LIFE TIME	日南市屋倉 1 丁目 6 番 5	令和 2 年 3 月 23 日	就労移行支援、自立訓練（生活訓練）

宮崎県告示第 279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511726061	インクル	北諸県郡三股町大字宮村字田尻 862番地 1	合同会社インクルージョン	都城市乙房町1739番地	令和2年4月1日	生活介護

宮崎県告示第 280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520201452	障害者グループホーム フラット・モジラ	都城市上川東 1 丁目 21-10	社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市丸谷町4670番地	令和 2 年 4 月 1 日	共同生活援助

宮崎県告示第 281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510201470	都城まほろば	都城市山田町中霧 島3158	株式会社 A I M f o r D r e a m	三重県鈴鹿市平野 町塚本97	令和 2 年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4520300692	シェアハウス蓄	延岡市栄町 4 - 5 岡崎貸家	株式会社あげっと	延岡市富美山町 9 51 - 79	令和 2 年 4 月 1 日	共同生活援助

宮崎県告示第 283号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、東臼杵農林振興局、児湯農林振興局、中部農林振興局、西諸農林振興局及び南那珂農林振興局並びに宮崎市役所、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、えびの市役所、高鍋町役場、新富町役場及び門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 2 年 5 月 7 日から令和 2 年 7 月 8 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこ

と。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 284号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ口1381-57（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 285号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字扇山5770-1

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字扇山5770-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 286号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1364	塩満 洋明 西諸県郡高原町大字広原1240番地	採取	幼苗の育成	塩満 洋明 西諸県郡高原町大字広原1240番地
1365	八重の平やちみろう会 代表 田原 成人 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山4579番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	八重の平やちみろう会 代表 田原 成人 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山4579番地

宮崎県告示第 287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
建設技術センター宿泊室等使用料	学校法人宮崎総合学院	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

公

告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カリーノ宮崎
宮崎市橋通東四丁目8番1号
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和元年11月22日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

令和 2 年 4 月 6 日から令和 2 年 5 月 7 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カリーノ宮崎
宮崎市橋通東四丁目8番1号
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
令和元年11月22日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年4月6日から令和2年5月7日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年1月6日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年4月6日から令和2年5月7日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大島堰土地改良区（串間市）から令和2年3月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	児玉修一	西都市大字加勢2041番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、二原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	楠 優	小林市真方6870番地2
理事	下久保 隆	小林市真方5764番地4
理事	上野 憲 男	小林市真方1554番地
理事	橋 満 和 夫	小林市東方4502番地1
理事	鮫 島 憲 明	小林市細野 205番地
理事	今屋敷 勇	小林市真方3259番地5
理事	末 永 正 博	小林市真方2643番地1
理事	森 岡 和 憲	小林市真方5387番地14
監事	黒 木 和 博	小林市真方5386番地1
監事	殿 所 穎 明	小林市真方4437番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	小 原 利 男	小林市真方5566番地
理事	六反田 實 男	小林市水流迫1074番地4
理事	橋 満 和 夫	小林市東方4502番地1
理事	楠 優	小林市真方6870番地2
理事	今屋敷 勇	小林市真方3259番地5
理事	鷗 野 淳 一	小林市真方4424番地
理事	上野 憲 男	小林市真方1554番地
理事	森 岡 和 憲	小林市真方5387番地14
監事	山 田 福 雄	小林市真方5478番地の1
監事	殿 所 穎 明	小林市真方4437番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島2丁目13-26リバー タウン鶴島 401号

2 変更後

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 敷 正	宮崎市鶴島2丁目12-21

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
黒 岩	日南市	県営ため池等整備 事業 (危険ため池)	令和元年11月18日

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第15位（平成29年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3

条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。

- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の 期間別に定める 数量		令和元年 (平成31年)	令和2年
	まさば及びごまさば	12,000トン	
	まいわし	65,000トン	75,000トン
	まあじ	若干	若干

- (注1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類 第1種特定海 洋生物資源の 期間別に定め る数量	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和2年
	まさば及びごまさば	11,680トン	
	まいわし	64,578トン	74,700トン
まあじ	若干	若干	

(注1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、ま

さば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量(端数は切り上げる)に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、

漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの(以下「小型魚」という。)	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの(以下「大型魚」という。)	24.4トン	うち 0.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を越えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類

別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2 に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	21.2トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	2.7トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。また、期間別の割当量を変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち 4月～6月	1.9トン
	7月～9月	1.3トン
	10月～12月	1.1トン
	1月～3月	4.0トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	21.2トン	2.7トン
(大型魚)	うち 4月～9月	10.8トン
	10月～3月	10.4トン

都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量及び採捕の期間別の割当量への配分量については、原則として、当初の割当量の比率で配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合

1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁

獲枠の2割(2.9トン)を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間超過量合計	第3・第4管理期間期首の差し引き済み数量	第5管理期間期首の差し引き数量	第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第5管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6トン	5.4トン	2.9トン	1.4トン	0.2トン

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第5管理期間(2019年)	2.9トン	11.8トン
第6管理期間(2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間(2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間(2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間(2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間(2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間(2025年)	1.8トン	12.9トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更した。なお、当該変更に係る特定漁港漁場整備事業計画は、宮崎県農政水産部漁村振興課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第8499号	㈱長友商会	長友 一晃	宮崎県延岡市伊達町1-50	一般	内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業	令和2年2月14日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第8874号	㈲トーアメンテナンス	小田 孝雄	宮崎県宮崎市阿波岐原町猿野3173-7	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和2年2月19日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月19日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12979号	西田工務店	西田 哲朗	宮崎県宮崎市高岡町花見3892-2	一般	建築工事業、大工工事業	令和2年2月10日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13080号	デザインオチアイ	落合 光子	宮崎県延岡市大貫町4-2968-3	一般	内装仕上工事業	令和2年2月28日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13616号	濱崎工業	濱崎 真吾	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町3丁目2-2 レインボースター 405	一般	鋼構造物工事業	令和2年2月4日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第5411号	㈲平川組	平川 裕二	宮崎県小林市大字細野3947-1	一般	造園工事業	令和2年2月7日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月7日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第6463号	㈲成水組	成水 哲也	宮崎県延岡市野地町6-2012-2	一般	左官工事業	令和2年2月4日付けで廃業した旨の届け	令和2年2月4日(一部廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、令和元年6月20日付け宮崎県公報第14号により公告した基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)が令和2年3月10日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、令和元年9月30日付け宮崎県公報第43号により公告した基本測量(成果不整合地域における基準点改測、電子基準点現地調査)が令和2年3月10日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

令和2年3月2日付け宮崎県公報第85号で公告した二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和2年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前

- 3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町2番12号 宮崎建友会館 2階小会議室	令和2年4月9日(木曜日)から 令和2年4月13日(月曜日)までの午前10時から午後5時まで

5 郵送による受験申込

郵送先	受付期間
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部	令和2年3月25日(水曜日)から 令和2年3月31日(火曜日)まで

変更後

- 3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間
削除
- 5 郵送による受験申込

郵 送 先	受付期間
〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町3 番6号 紀尾井町パークビ ル 公益財団法人建築技術教育 普及センター 本部	令和2年3月25日(水曜日)から 令和2年4月13日(月曜日)まで

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年4月6日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
署名	交番、駐在所等名称	位置		署名	交番、駐在所等名称	位置	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
日南 警察 署	上酒谷駐在所 下酒谷駐在所 [略]	同 同	大字酒谷 同	日南 警察 署	下酒谷駐在所 [略]	同 同	大字酒谷 同
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年3月14日現在次のとおりである。

令和2年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,245人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、そ

の総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,031人

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年3月14日現在次のとおりである。

令和2年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

日向市選挙区 16,910人

正 誤

平成30年1月15日付け県公報(第2961号)中

ページ	段	行	誤	正
5	右	49	平成30年1月15日から平成30年1月29日まで	令和2年4月6日から同年同月20日まで
6	左	5	757.1	768.3
6	左	6	25.4	31.7
6	左	8	8.5	9.5